

駒ヶ根市十二天の森整備活用方針[概要版]

1 策定の概要

十二天の森(以下、森という。)は、森林内の樹木伐採等の整備について長年にわたり課題とされてきました。駒ヶ根市では森林内の保全や環境整備など一定程度の整備に努めてきましたが、近年では、著しく成長した樹木の増加やナラ枯れによる危険な枯損木が見受けられ、希少植物の減少や自然観察会等の活用面での影響を及ぼしています。

本方針は、今後、生涯学習の場として「森の価値」を未来につなぎ、市民の森として活用されるよう、整備の目的及び基本方針等を策定するものです。

2 策定の経過

令和5年10月、有識者や地元区長、十二天の森を守る会会長などの委員による、「駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員会」を設置し、整備活用方針を策定することとしました。

令和6年度、有識者による現地調査などを実施し、整備活用方針をまとめました。

3 方針の位置づけ及び期間

方針の位置づけ

駒ヶ根市第5次総合計画及び森林整備計画などの個別計画と整合を図る方針とします。

方針の期間

令和7年度から令和11年度の5年間とします。

4 本方針のポイント

(1) 目的

市街地に残された貴重な平地林の整備活用方針を定めることにより、市民の自然保護意識がより高まり、子育て支援や生涯学習の振興につながるようゾーニングを行い、適切な整備、維持管理、活用イベントの実施を進め、森の価値や魅力が再認識できるような「市民の森」となることを目的とします。

(2) 基本方針

将来にわたり市民にとって魅力ある森となるよう、かつて薪炭林として活用された当時の森のように適正な間伐等を行い、植物の多様性の保全を目指す「持続的可能性を高めるための管理」への転換を図ります。

その上で、市民が豊かに森に包まれ、生息する動植物の生命の輝きを感じ、自然を守り育てようとする心や生命の大切さを学ぶ環境を目指し、以下4つの方針により整備・活用を推進します。

① 市民参加型の緑の環境・場・森づくり

・・・植物多様性の保全をベースに、多くの市民が参加し、形成する緑の環境、場、森づくりを目指す。

② 教育の場づくり

・・・未来を担う子どもたちが自ら体験し学び、自然を愛し大切にすること意識を育む場とする。

③ 様々な世代で楽しめる場づくり

・・・市民の様々な世代が、自然に親しみ、憩いや学びを実感できる場とする。

④ 地域特性のある景観の創出

・・・貴重な平地林の植物の多様性の保全を図り、市民の心に残る景観を創出する。

この基本方針に沿い、整備及び活用の方針(別紙)をまとめました。

整備及び活用の方針について

5 整備の方針

これまで森の樹木整備は、「人の手を入れず、自然に保存」との意見により必要最小限としてきました。その結果、樹木の成長や繁茂により森林内に必要な日光が不足し、植物の多様性が維持できないことや、ナラ枯れの要因として伐採整備の不足もあると有識者から指摘されています。

今後は、有識者の意見を参考に徐間伐を計画的に行うこととし、施設整備については現状と課題を洗い出し、対応策について検討することとします。

(1) 樹木の維持整備

① 樹木の維持管理の方針

貴重な樹木に配慮しながら、以下の4つの視点による維持管理を行います。

倒木などのリスク低減	利用者への危険がないよう、定期的な管理を行う。
防犯性	樹木による死角が生じないよう、間引き等により視認性を確保する。
利用者の満足	安全で清潔な利用者が満足できる空間の維持・創出する。
景観	適切な維持管理による良質な景観形成、空間デザインを目指す。

② 積極的に残す樹木と伐採する樹木について

残す樹木	シンボルとなる大木	東入口のモミ、池周辺のクヌギ、アカマツ
	落葉広葉樹林帯の森として残す樹木	コナラ、クヌギ、アベマキ、サクラ類、カエデ類、ツツジ類、アジサイ類、ガマズミ類、ホオノキ、コブシなど
伐採する樹木	安全管理のための枯損木や支障木	各種
	森林病害虫に侵された樹木	ナラ枯れしたコナラやクヌギ、松枯れのアカマツなど
	最近、侵入してきた樹木	シラカシ、ヒイラギナンテン、イチイ、アオキ
	森を明るくするために伐採すべき樹木	ヒノキ・サワラ・スギなどの細い針葉樹、森周辺のフジ・クズアオツツラフジなどのつる植物、竹、笹類

③ 樹木伐採後の再生などについて

樹木伐採後、外部からの苗の植林は生態系保護のため行わず環境を整備し、森の樹木の実生により、再生させます。また、伐採後に切り株から萌芽した樹木が生育できるように整備を行うため、萌芽するか枯死株になるか観察を行います。

(2) 森林内の整備

森林内の設備等については、劣化等の状況を確認しつつ、計画的な整備に努めます。

箇所	課題	対応
遊歩道	木製橋等の劣化、遊歩道整備	橋の改修、担い手不足の解消
外周	樹木の枝払い等	支障木等の整備
池	耐震等安全性	耐震調査、改修
湿地帯	希少植物(ザゼンソウ等)の減少	伐採等による植物の回復
鳥の巣箱	巣箱の経年劣化	市民参加による巣箱の製作など
東入口周辺	入口門の老朽化	小学生のアイデアによる整備
植物名札	名札の経年劣化	駒工生や企業等の協力による製作

(3) 市民による森の保全活動の推進

十二天の森は、「十二天の森を守る会」を中心とした地域住民や各団体などのボランティア活動により守られてきました。

今後は、より多くの市民参加による森の保全活動に取り組みます。

6 活用の方針

十二天の森を守り、育て、活用し、将来の世代に引き継いでいくため、市民の森として歴史・生態からあるべき姿を学び、市民の保全活動を推進することが必要です。自然生態観察や自然体験等の活動を充実させるため、関係機関や団体等との協力により市民参加の促進を図ります。

また、この森の伐採木は、森の整備や体験等に活用します。

(1) 自然観察や自然体験などによる活用

区分		活用例
自然観察	子どもたちによる生き物調査や森の観察会	・ゲンジボタル、ザゼンソウの調査など ・多様な樹木、カルガモなどの水鳥、ゲンジボタルの観察
	市民を対象とした森の観察会	・定期的な観察会の開催
自然体験	子どもの自然体験	・自然の中に遊び込む幼保育園の散歩、遠足、森遊びなど ・小学校の授業 ・低木樹木の伐採体験、木登り体験など
	教職員の研修	・森を活用した授業等に資する研修会の開催
	市民を対象とした体験教室	・樹木などを利用したクラフト体験、シイタケの原木づくり、木登り体験など
	文化体験、健康づくり	・森のコンサート、ウォーキング教室などのイベント

(2) 広報・情報発信

市報やホームページ、SNSを活用し観察会や調査記録、活動の周知や報告等を行います。

(3) 伐採木の活用

伐採した樹木は、森林整備の材料や自然観察会や体験会等を通じた活用をしていきます。

活用方法の例	
整備関係	遊歩道の丸太橋・休憩用ベンチ・ウッドチップとしての活用
活用関係	リース作りなどクラフト体験教室での活用
	森の保全活動や森と親しむイベントなどでの活用
	キノコ（シイタケ等）栽培 など

7 ゾーニングの設定による整備と活用について

森林内に以下の3つのゾーンを設定し、基本方針に対応した整備と活用を行うこととします。

ゾーン	詳細
自然体験ゾーン	子どもたちの活動の場、市民の自然体験の学習の場(森育)とするゾーン
自然観察ゾーン	池や樹木に親しみ、憩い、学び、風土を創出するゾーン
自然保護ゾーン	自然を保全しつつ、観察や学習に活用し景観を創出するゾーン

